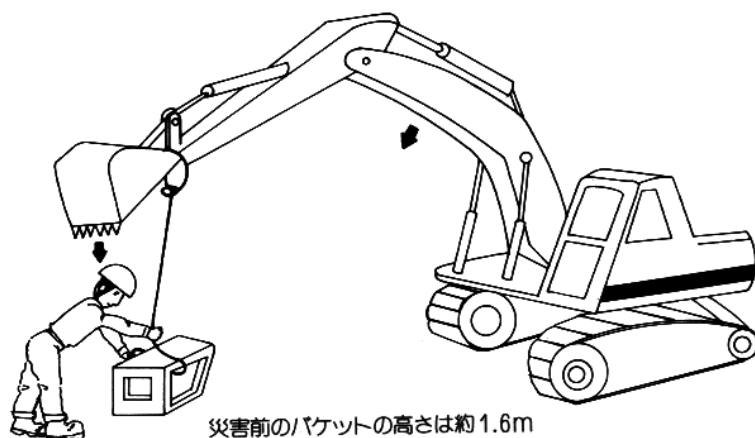


操作レバーに運転者の足が触れドラグ・ショベルのバケットに激突される



河川の河口付近における護岸工事の一環として、コンクリート製の魚礁ブロック(幅 55cm、高さ 50cm、奥行 115cm、重量 515kg)を 160 個設置する作業において災害は発生した。

工事は掘削・コンクリート打設・ブロック張等の護岸工事が終了した後、最後の作業として魚礁ブロックを設置することになっていた。

魚礁ブロックは 10km 離れたメーカーより 20 個ずつトラックで現場に搬入され、機体重量 9.4 トンのドラグ・ショベルを用いてそのリンク部(アームとバケットの接続部付近)にワイヤーを 2 巻に回してシャクルで固定する方法により、ブロックをつり上げて川岸に並べながら降ろした。荷降ろし作業が終わった後は、魚礁ブロックを打設されたコンクリート上の所定の位置に 1 個ずつ置くため、トラックから降ろすと同様の方法でドラグ・ショベルでつり上げることになり、被災者が玉掛を行い始めた。このときドラグ・ショベルの運転者は運転座席後部に落としたタバコを拾おうとして運転席を立ち後部へ回り込もうとしたが、左脛が座席左側に設けられているブーム起伏レバーに触れてしまった。

このため、ブームが降下し、被災者はバケットに激突され、さらにバケットとブロックとの間に挟まれ、1 時間後に死亡した。

この災害の原因としては、次のようなことが考えられる。

- 1 作業の性質上やむを得ないときまたは安全な作業の遂行上必要なときでないのに、ドラグ・ショベルによる荷のつり上げの作業を行ったこと。
- 2 災害発生の直前に必要がないのに運転者が運転座席の後部に回り込んだこと。(またこの際作業装置のロック装置を作動させなかったこと)
- 3 バケット等の作業装置と接触する恐れのある箇所での玉掛作業を行ったこと。

同種災害を防止するためには、次の対策を徹底する必要がある。

- 1 ドラグ・ショベルなどの車両系建設機械をその主たる用途以外に使用しないこと。
- 2 バケット等作業装置に接触する恐れのある箇所に作業者を立ち入らせないこと。
- 3 バケット等を空中で停止させるとき等作業装置や機械本体が作動した場合危険の生ずる恐れのあるときは、ロック装置を確実に作動させること。

また、運転席から離れる場合は、バケット等の作業装置を地上に降ろすとともに、エンジンを止め、ブレーキをかける等機械の逸走防止装置を講じる必要がある。